慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	経済学上より観たる結婚問題（其二）
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.1 (1912. 1) ,p.136- 153
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120100-0136

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

獨立せる自然法の如き國際法の存在を肯定するの弊に胚胎せるに非ずして何ぞや國際法理の研究發達の完成不完成は人類國家の向上主義進化の理論に影響する所あるを知るべし大に努力せざるべけんや。

（九月四日終稿）

經濟學上より觀たる結婚問題（其二）

高城仙次郎

一、男子の結婚（前號掲載）
二、男子の結婚年齢
三、女子の結婚
四、女子の結婚年齢

第二、男子の結婚年齢

吾人は前項に於て男子の結婚の動機と夫れに對する失費の一般を述べ、男子が結婚を決行するは結婚に依る欲望充足の價値が其失費の價値よりも大なりと認められたる故なりと論じたり。本項に於て吾人は之を根據として男子の結婚年齢を論ぜんと欲す。

前項に於て男子の結婚の動機の重なるものとして（一）性欲、（二）自家永存の希望、（三）勞力の增加、（四）節儉、（五）虚榮心、（六）野心、（七）道德上の原因、（八）習慣を擧げたるが、其の中第七を除のく外は皆普通十五才乃至二十才前後を起點として漸次其度を增進し五十才前後に於て靜態に達するものゝ如し。然らば男子が二十才にて結婚せんと欲し、或は二十五才にて妻帶の希望を有するに至り、將又三十才に達する迄妻を娶ることを望まざるとあるは何に因りて定るや。曰く主として左の二條件に由るなり。

一、結婚年齢に關する習慣
二、結婚に依りて滿たし得る欲望に對する當事者の豫測せる結婚失費の比例

一、結婚年齢に關する習慣　男子の結婚年齢に關

する習慣は女子の結婚年齢に關する習慣の如く强制的のものに非ざれども、猶多少之に對する社會の制裁ありて、男子の範圍内は各出來得るにて、之を遵守せんと勤めつゝあり。此習慣は國を異にするに從ひ一定ならざるは贅言するの要なき所なるが、我國、殊に本道に在りては男子の結婚期は二十才前後より二十四五才迄を通則となすものゝ如し。此習慣あるが故に多少自己の便宜を犧牲に供して、自己の豫期に二三年前後して妻帶なするものあり。然れども他の習慣と同じく此習慣も亦た他の事情に因りて定まりたるものにして、根本的に男子の結婚年齢を定むるものは第二の條件卽ち二、結婚に依りて滿たし得る欲望に對する當事者の豫測せる結婚失費の比例　是れなり。故に吾人は主として本項には此條件を論ぜんと欲す。前項に於て論ぜし如く。結婚に因りて生ずる失費に有形と無形の二種あり。有形の失費とは結婚の釀す臨時費並に經常費を謂ひ、無形の失費とは（一）行爲の自由の拘束、（二）職業の自由の拘束、（三）住居の自由の拘束、（四）外戚との衝突より生ずる不愉快、（五）係累の增加を指すなり。然りと雖も、此等無形の失費は未婚男子の注意を惹くこと少なく、假令多少之に對し顧慮するものあるも、之を正確に評價酌量するもの又は評價酌量し得るもの稀なるを以て、な通根本的に結婚年齢を定むるものは結婚欲と有形失費との比例なり。而して此有形失費が其支拂者に與ふる苦痛は普通收入の多寡に比例するものなるを以て、男子の所得の多寡は其結婚年齢に大なる影響を及ぼすものと知るべし。

然れども有形の結婚失費の有無多少も收入の多寡と相俟つて男子の結婚年齢を定むるに當りて大に力あることを忘却すべからず。前項に論ぜし如く此有形の結婚失費の有無多少は左記の事情に依りて異るを見る。

A購入費並に維持費を要する場合

B 維持費のみを要する場合
C 購入費のみを要する場合
D 購入費並に維持費を要せざる場合
E 維持費を要するも之に對する補償ある場合
F 補償金ありて維持費を要せざる場合
G 入婿の場合

(A)購入費並に維持費を要する場合　には收入額が兩費の負擔に堪へざること多ければ、比較的結婚を延期して收入額の增加を待たざるべからず。

(B)維持費のみを要する場合　には(A)と同じく收入額が此失費に堪ゆることを得るに至るまで、結婚を延期するの要あり。唯購入費を要せざるを以て(B)の方(A)よりも結婚の障碍物少なし。

(C)購入費のみを要する場合　には單に一時拂の購入費を支拂ふのみなれば、之に對する貯蓄あらば直に結婚を實行し得、又之に對する貯蓄なきもかゝる場合に支拂ふ購入費は普通巨額ならざるを以て、永く結婚を延期するの要なかるべし。

(D)より(G)にる場合には失費と稱し得べきもの皆無なるか又は至極少額なるを以て、此等事情の下に結婚をなすものは收入の增加を待つ爲に結婚を延期するの要なし。

下層社會に屬する男子の結婚期早きは一は比較的無教育にして欲望を感ずること急なるも、結婚に附帶する有形、無形の失費を豫測するに敏ならざると、一は此社會にては夫婦共稼を通則とせる故有形の失費豁對的に少なき爲なり。

之に反して中流社會に屬するもの殊に辯護士、官吏、醫師、教員等の他に比して最も晩婚なるは修學年限の永きと、智育の結果結婚に依りて滿たし得る欲望を鋭く感ぜざると、同時に妻の維持費及び子女の教育費の豫算を忽諸に附せざると、就職後數年間の其收入地位に比して頗る少額にて漸やく獨身生活をなすに足るのみなるを以て也。

又富豪、貴族の子弟の早婚なるは教育の不完全、周圍の感化等よりして結婚欲の發現比較的早きと

結婚に因りて生ずる有形、無形の失費を無視し又は之を看過し得る境遇に在るが故なり。要するに青年の男女が妻帶に依りて滿たさんとする欲望は年を追ふて增加するを通則となせど、夫れに因りて生ずる損失が與ふる苦痛は概して年と共に減ずる傾向あり。而して其欲望の滿足が與ふる豫想的愉快の評價額が損失の與ふる豫想的苦痛の評價額に超過するに至りて始めて結婚を實行するものなり。

第三、女子の結婚

女子は先天的に且つ教育經驗の相違よりして、體力、智力に於て到底男子の對等者にあらず。從つて社會に於ける兩性間の利害得失に關する問題の解決上婦人は概して不利の地に立つものゝ如し。婚姻問題其一例なり。男子は自己の結婚に關して多少親戚の掣肘を受けざるに非ざれど、尙自己の希望、意見を主張するの餘地あるを常とす。然れども女子は親戚其他の干涉多き爲殊に我國にては女子の結婚は一見男子と女子の父母との間の問題の如き觀あり。世俗、結婚期に達せる女子を目して賣物となすは一面の眞理を穿てるものゝ如し。されど女子の結婚問題を客觀的に講究するは誤れり。若し結婚期に達せる女子を以て賣品となし、妻帶の希望を有する男子を以て買手となせば、何が故に結婚希望の男子を賣物となし、同希望を有する女子を以て買手となさずとして可ならんや。

女子が其結婚に對する父母の所置を甘受するが如き觀あるは强て父母の意志に盲從するに非ずして父母の意志が自己の意見に符合するが故なり。而して自己の意志に逆ひ不利なる婚約を結びたるを覺りたる女子に到底其契約の履行を强ゆること能はざるは吾人の常に見聞する所なり。近時一般に人智の發達するに從ひ婦人の自信自負心も亦發達し、以前よりは一層自由行動の權利を主張する傾向あり。因是、吾人も主として女子其ものゝ立脚地より女子の結婚問題を講究せんと欲す。女子が

婚姻に依りて滿たさんと欲する欲望及び其欲望の原因多かるべけれど、左の數項は其主なるものならん。

一、性欲
二、母たらんとの希望
三、親の負擔を輕減せんとの希望
四、自己の生計
五、虚榮心
六、習慣

一、性欲　女子の性欲に關しては諸説紛々として一ならず。或は女子の性欲を以て男子の夫よりも強しとなし、或は女子の男子に接せんと欲すること男子が女子と交らんと欲するに及ばずとなせり惟ふに性欲の強弱の程度は異性間に相違あるとなすよりは寧ろ個人的に逕庭あるものとなす方至當なるべし。然れども概して女子は男子よりも性欲の抑制に成功するものゝ如し。こは女子の受くる特種の教育と男子の受くる夫よりは一層嚴酷なる社會の制裁との結果ならん。斯くの如く性欲の強弱に關せず、夫れを抑制し得るを以て女子は男子程此欲望を滿たさんが爲結婚をなす要を見ず。現時我國に於て此欲望を充足させんが爲、婚嫁なす女子は實に曉天の星よりも少なからん。然れども是れ決して女子に於ける此欲望の存在を否定するものに非ず。欲望の抑制と云ふも程度問題にして、女子と雖も永遠に性欲を制御し得るものに非ず。若し強ひて之を抑壓せんか、英米國に於ける可憐の老孃の如く種々の精神病に罹り終には婚嫁の機を失し、一生涯孤閨を守らざるを得ざるに至らん。我國にかゝる不幸の老孃少きは妙齡の婦人の父兄其被保護者の爲相當の年齡に夫れを他家に嫁ぎ、一は以て孤獨の嗟嘆を防ぎ、一は以て私通の不名譽を免かれしめんと欲するが故なり。因是觀之、性欲は女子婚姻の近因ならざれど之が遠因也。否な多くの場合には之が根本的原因也

二、母たらんとの希望　夫を持てる婦人が或は以

て家婦たるの地位を鞏固にせん爲、或は以て自己の慰藉を得ん爲、母たらんとの希望を有すること少なからざるは人の知る所なり。然れども母たらんとの希望の爲のみにして婚嫁を望む者稀ならん。妙齡の婦人何を苦んで婦人の一大資本たる容貌を犧牲に供し、姙娠出産に伴ふ生命、健康に及ぼす危險を冒して、單に異性の他人の胤を宿さん爲之が妻たらんと欲せんや。遮莫、太古より女子をして育子の義務を專擔せしめたる習慣は人類社會に偉大なゝ勢力を有する不文の法律となり、賢母良妻は婦人の理想とすべきものとなせるを以て、乳臭の期を脱し多少社會に對する自己の義務を辨ずるに至れる婦人間には早く嫁ぎて生ける玩具を弄することを得んと欲する者少しとせず。

三、親の負擔を輕減せんとの希望　家計豐かならざる親を持てる婦人は生の家家計を助くるを常となすを以て、此等の婚嫁は親の負擔を輕減せざるのみか反つて之を增加する虞あれど、多少財産を有する者の子女は座して親の保護、扶持を仰ぐものなるを以て、年と共に智識を增すに從ひ終身自己の生活費をして生家の負擔たらしむるを屑しとせず、他家に之を轉嫁するの目的を以て婚姻を希望するに至るものなしとせざる也。父母存命中に於て猶然り。況んや沒後家兄の戶主となるに及んで、愈々其希望切なるに至ることあるに於てをや。

四、自己の生計　財産家の子女は生計問題に腐心するの要少きも、孤獨なるか、若しくは孤獨ならざるも家計豐かならざる父兄を有する婦人は自己の生計の道を講せざる可らず。然れども婦人は生存競爭上の弱者なるを以て、男子と肩を竝べて自營の道を立つるは其の最も困難となす所なり。婦人をして生存競爭上の弱者たらしむる理由一にして足らざるも左の數件は其主なるものなるが如し。

A 身體の虚弱
B 智力の不足
C 就業の困難

A身體の虛弱　女子の身體をして男子の身體よりも、勞働に不適當ならしむる理由は

甲、體力の不足

乙、月經及び之に伴ふ諸種の婦人病

にあり。婦人、殊に壯年の婦人は普通肥滿にして一見身體强壯なるが如くなれど、此肥滿は筋肉の充實より來るに非ずして懷姙哺乳の天職を全うせんが爲與へられたる脂肪の蓄積に因るものなるを以て、婦人は到底長時間過激の勞働に堪ゆることの能はず。若し又强ねて之に堪へんと勉めば、筋肉の補充の爲過分の血液を消費するを以て、再生期に在る婦人は之が爲其生殖器に給與すべき血液に不足を感じ種々の疾病を生ずることあり。因是、普通、婦人は男子よりも勞働力少なく、從つて夫れに依りて生ずる收入少し。婦人には又兩性共通の諸病以外に月經なる難疾あり。婦人生理學上月經は疾病と看做す可きものならねど、勞働者としての婦人に對しては月經は其勞働の繼續を不規則になし、其勞働効程を減少せしむるものなるを以て、之を一の疾病と看做すことを得るなり。月經にして規則正しく循環するも猶此不便あり況して一朝夫れに故障を生ぜんか諸種の婦人病は相次いで起り、婦人の勞働を妨害し、其勞働効程を殺ぐに至ることあり。

B智力の不足　善良なる家庭の教育、高等の智育、經驗等に因る比較的無教育、無經驗なる男子よりも智力の發達せる婦人の數少しとせず。殊に泰西に於ける閨秀文學家、音樂家、女優の成功は男子をして顏色なからしむるものあり。又教育、實業等に從事せる者にて男子を凌駕する手腕を有する女丈夫なきにしもあらず。然りと雖も、概して之を論ぜば婦人は智力の競爭に於て到底男子の敵手ならず。演劇界にベルナールを出し、音樂界にパティを出し文壇にエリオット、サンドを出したる女性間には未だ一のシエキスピア、モザート、スコット、ゾラを出したるを聞かず。科學界にキユリ

ー夫人を貢獻したる軟性界は一のパスチウアーを生む能はざるなり。況んやアリストートル、ニユートン、ダーウィン、カントに於てをや。斯く婦人が智力上劣等の地位に立つは生理學上已むを得ざる理由あるを以てなり。人類の身體中最も精致複雜の構造を有し從つて其維持の爲多量の血液を要する器官は腦を除きては生殖器にして、殊に女子の生殖器は其構造複雜にして之が發達維持の爲に要する血液男子の夫よりも多く、從つて神經系統の天守臺なる大腦の發育維持の爲要する血液の分量に影響を及ぼし、其發達を妨害し從つて男女の大腦間に優劣を生ずるに至り、此男女間の智力の優劣は更に轉じて兩性間の分業に影響を與へたり。卽ち男子は主として體力及び智力を要する事業を專擔し、女子は比較的簡易なる勞働に服したるが、此智力の徑庭より生ずる兩子性間の分業は女子の先天的任務なる懷姙、育子の天職と相俟つて、女子をして家事を擔任せしむるに至れり。然れども家婦の職務は概して大腦の發達を促すこと多からざるを以て、人類進化史上遂に女子は男子に比して劣等の位地に立ち了んぬ。

智力優劣の原因那邊にあるにせよ、女子の智力は同階級に屬する男子の智力に及ばざるは一點の疑を容るゝ餘地なき所にして、女子は之れが爲生存競爭場裡に於て不利の位置に立てり。

C就業の困難　女子は男子に比して就業の範圍狹く就職上大に困難を感ず。婦人の勞働範圍狹きは

甲、生理上女子に不適當と認められたる職業多きと

乙、僻見、習慣等に因り女子に許さゞる職業あると

に起因するものなり。陸海軍、運輸、消防、警察、或種の工事には女子は體質、性質上不適當なり。此等の職業に女子の從事することを認許せざるは猶男子を產婆若しくは保姆等として使用せざるに同じ。然れども官公吏、議員、會社の役員、

辯護士等となるを禁せるは昔時の習慣を墨守するに非ずんば、婦人に對する僻見より來れるもの多きが如し。

其原因の孰れにあるにもせよ、女子は斯くの如く男子に比して其活動の範圍狹小なるを以て、職業の選擇の範圍小にして、從つて同性間の競爭激しく就職上大困難を感ずることあり。

如斯、體力、智力に於て女子は男子よりも劣等の地位に立つを以て、其所得も從つて男子の夫れに及ばず。加之、經濟的活動の範圍狹きを以て求職上婦人間の競爭激しく、男子と同等の勞働効程を提供する場合にも女子は男子より勞銀少きを常とす。故に生存競爭上女子は弱者の地位に立てり。因つて此不利なる地位を脱し、男子を保護者となさんと欲するは己むを得ざるに出づる也。

五、虛榮心　富豪若しくは貴族に嫁して其富力若しくは權威を以て滿足を得んと欲するものあり。多くの年若き婦女子の常に腐心する所は如何にして其知己、朋友と同等に若しくは其以上に盛裝し得んかにあり。男子に取りては殆んど無價値なる裝飾品が女子の心を奪ふこと多きは人の知る所にして、寶玉、絹布の爲他の欲望を犧牲に供するを辭せざることあり。若し彼等にして美衣盛裝の欲望をさへ滿たすことを得ば、如何なる者にも嫁ぐことを躊躇せざるなり。盛裝欲を滿たし得る限りは其夫の善惡賢愚をさへ問はざるものすらあり。又富豪の父兄を持つて盛裝欲を滿たす爲他人の助力を仰ぐ必要なき婦人中には顯門に嫁して貴族社會の一員たらんと希ふもの少からず。米國金穴の令孃が志想、理想を異にし且つ自國の男子よりは比較的人格低き歐洲の貴族と婚姻をなすは此欲望を滿たさんと欲するが故なり。

六、習慣　習慣の勢力の偉大なるものは第一項に述べたるが如し。男子の妻帶の如く、女子の婚嫁は、如何なる原因あるにもせよ、人類社會の大法なるを以て、婦人の獨身主義の實行は甚だ困難なり。寡婦は兎角誤解を招き易く、動もすれば面白からざる風説を立てらるゝことの男子夫れに勝るものあり。從つて親戚朋友の忠言壓迫男子に對するよりも激烈にして、男子に比して一般に意志の薄弱なる女子の堪へ能はざる所なり。昨春新紙の傳うる所に據れば、漸く二十二の春を迎へたる可憐の乙女、兼てより獨身主義を貫徹せんと誓ひ居りたるに結婚問題に關する姉の勸告、壓迫に堪へ兼ね自殺を遂げたりと云ふ。是れ結婚問題上の女子の地位を說き得て餘りあり。

七、家庭の事情　先進國の如く小家族を以て定則となす處に在りては、妻を迎へたる男子は父母の家を出で獨立に家計を營むを以て、其姉妹にして未だ婚嫁せざる者は舊の如く生家に起臥することを得るも、我國の如く大家族制度の遺習ある處にては、就業上或は其他已むを得ざる理由ある場合を除くの外長子は結婚後も猶父母と同棲するを以て常となすより、未婚の姉妹と新婦間に種々の意見の衝突生じ、互に不快の日月を送ることあり。此衝突、不愉快を避けん爲多少常識を備へたるものは斷然生家を去りて他家に嫁がんと欲するに至ることなしとせず。

八、父母の補助　老衰せるか若しくは病身なる爲自活の道を講ずることを得ざる父母を有する婦人が獨立にて自己の生活費を得ると同時に父母の生計費、藥代等を自己の勞働のみを以て獲得することは能はざるとき、多少資産を有する男子に嫁して夫より父母の生活費の支給を仰がんと欲することあり。其支給方法に二あり。一は一時拂にして、結婚の際卽座に支拂はるゝものにして、他は定期拂にして、通常毎月一定の額を支給するなり。此方法を以て父母に助力を與へんとなすは、藝娼妓に身を賣りて父母の困苦を救ふに等しく、其犧牲に於て其孝心に於て兩者の間に懸隔あるを見ざるなり。唯藝娼妓は社會に害毒を流す虞あるを以て其獻身的精心や嘉すべきも、之を奬勵することを

得ざるなり。然れども婚嫁に依りて同目的を遂げんと欲する者に對しては多大の同情なき能はざる也。

以上略述したる六個の事情及び其他の理由が動機となりて女子をして婚嫁欲を抱かしむるに至るものなるが、其目的を達する爲には同しく婚嫁欲を有する男子を要す。然れども結婚欲を有する男子の數は、有限なるを以て、女子に取りて此等の男子は一種の財貨なり。此財貨を得んが爲には相當の代價を支拂はざるべからず。されど米國を除くの外は女子にして獨立の資產を有する者は例外なるを以て、有形の代償品卽ち通常の財貨を提供すること能はず。時としては其父母多少の代償を支拂ふことあれど、そは當事者たる女子の關せざる所にして、自身が其結婚欲を滿たすに當り。支拂ふ代償は主として無形のものなり、此無形の代償の重要なるものは左の數件なり。

一、自由の束縛
二、父母との絕緣
三、舅、姑、小姑等の與ふる不愉快
四、勞働
五、家婦の義務

一、自由の束縛　佛蘭西にては未婚婦人の自由の拘束苛酷にして、婚嫁後の方、却つて婦人に對する社會の制裁少きが如し。然れども他の諸國、殊に我國に於ては家婦は未婚婦人よりも行爲の自由を享有すること少し。先づ第一に其夫の意志に或る程度迄服從するの義務あり。起臥、食事、家事の整理等に關し終始自己の意見、主義を實行すること能はず、常に夫の鼻息を窺ふの要ありて、殊に自己に對する訪問者の種類及び其接待の方法、若しくは外出等の問題に關しては常に夫の極度の掣肘を蒙むること多し。且つ此等の問題に對する舅、姑等の干涉ありて、家婦の自由の束縛は到底有妻男子に對する自由の拘束に比すべくも非ず。

二、父母との絕緣　生家を出で他家に嫁ぐ婦人は

理論上父母と其血緣を斷ちて永遠に良人の家族の一員となり、夫れと苦樂を共にするの要あるのみならず、事實上父母との關係を薄うするを豫期せざるべからず。結婚後は日常良人と同棲し種々の家事の雜務を執るの要あれば、婚約の一條件として自己の父母と同居するものを除きては以前と同じく其膝下に在りて親子の情交を繼續する能はざるは勿論、常に繁く生家と往來することすら能はざる事情を生ずる場合ありて、從つて實父生母の恩愛を擅にすることを得ざるに至る、是れ倚賴心の强き婦人の堪へ能はざる所にして、之を豫知せる花嫁が合衾式の夜將に生家の敷居を越へんとするに當りて、悲哀の情禁じ難く、涙に咽び、逡巡之を久しうすることあるは自然の勢也。されば此苦痛を避けんが爲、緣組の交涉を無視して顧みざるに至る婦人なしとせず。

三、舅、姑、小姑等の與ふる不愉快　何れの國に在りても、家婦に取りては舅、姑、小姑等は一種の夢魔（ナイトメアー）にして、殊に姑は其の最も敵視する所なり。妻帶者の近親は結婚以前に享有したる夫れの愛情と犧牲の一部若しくは全部を新婦に奪ひ去られたるを以て嫉妬の念禁じ難く、誹謗讒謗到らざる所なく、百事萬端新婦の所置に干涉妨害を試み、終には彼をして忍耐の餘地なきが爲め已むなく主家に逝歸せしむることあり。されば何等係累なき男子と結婚せしことを望む婦人曰に多きを加ふるは怪しむに足らざる也。

四、勞働　貴族、富豪に嫁する婦人を除くの外は婚嫁後は多少の勞働をなさゞる可からざるを豫期するの要あり。此勞働に二種あり。卽ち

甲、良人の助手
乙、家事

是れなり。第一項に論せし如く、夫婦共稼の豫約を以て結婚をなすものあり。是等は良人の職業が農業、工業、商業の孰れに在るを問はず、其助手となりて、或は耕耘に從事し、或は製造所の小僧

となり、或は商店の手代となりて、勞役せざるべからず。又時として良人とは獨立したる業務に就き良人の收入を補助することあり。かゝる契約にして婚嫁の一條件たらずとするも、若し結婚後自己の勞働を以て家計を補助するの必要ありと認めたるとき、若しくは良人不意の災厄に罹り收入の途杜絶したる際に妻はて身の勞力を利用して一家の生計を立つるの覺悟なかる可らず。

加之、婦人は此補助勞働以外に家事の雜務を執るの義務を有す。炊事、掃除、裁縫、洗濯、來客の接待等は細民の家婦の專擔する所にして又其の最も重擔と認むる所也。

五、家婦の特種的職務　良人の補助勞働及び家事の主裁以外に家婦の豫期せざるべからざる特種の職務あり。特種の職務とは左の三件にして貴賤、貧富を問はず之を擔任するの要あるものなり。

A 懷姙
B 分娩
C 育子

A. 懷姙　懷姙は婦人の一大天職にして且つ其一大艱苦なり。四十週間の姙娠期の前半は左程不便、困難を感せざれとも、其後半は姙婦をして一種の不具者若しくは病人となすものにして、食せんと欲する物を食ふ能はず、着けんと欲する衣服を着くることを得ず、起居、歩行に不自由を感ずるに至るなり。有夫の婦人にして母たらんと欲するもの多からんなれど、姙娠其物を歡迎するものは殆ど絶無ならん。蓋し前後九ヶ月有餘に亘る此一種の疾病は婦人の一齊に避けんと欲する所なり。若し婦人にして意志鞏固なるか、若しくは一層強き記憶力を有せんか、出産率に一大變化を來すに至るべし。

B 分娩　懷姙は前述の如く一大不便と一大苦痛を姙婦に與ふるものなれど、姙婦にして攝生を重んずる限りは何等の危險を釀すものならねど、分娩に至りては然らず。假令如何に注意を加ふるも、

骨盤、子宮等の構造よりして、九死一生の苦みを經驗する姙婦少からざるのみならず、往々にして產後の肥立惡しく、黃泉の客となるものなしとせず。案ずるより產むが安しとは主として下級社會に屬する强健なる體格を有する婦人に限れり。他は皆二時間乃至二十四時間に亘る苛責を受けざるべからず。姙婦に對する此嚴罰が平素胎兒に對する注意の厚薄と沒交渉なるは『婦人の生涯』にてモーパサンが其巧妙の筆を弄して論ずる所也。されば此不公平にして當籤的なる天職を避けんと欲する家婦日に多きを加ふるのみならず、百尺竿頭更に一歩を進めて此神聖なる婦人の職責を絶對的に免れん爲全く婚嫁を斷念するもの先進國に輩出するに至れり。

C 育子　育子は婦人の最大天職にして姙娠及分娩は育子の前提たるものなり。育子の要なければ姙娠分娩は無意味のものなり。高等動物も此天職を有し皆孜々として其職を奉じ倦むことを知らざるが如し。然るに何んぞ測らん、萬物の靈長なる人類中に母たるの義務を盡すことを厭ふものあらんとは。蓋し動物の成熟期は其動物の種屬の發達の程度に正比例すとの生物界の原則に從ひ、人の成人期は最も晩く、其斷乳期も他の動物に比して晩き爲家事の雜務を處理するの義務を有する家婦は更に乳母の職務を執り、斷乳後も幼兒の保育を負擔することを歡迎せざるなり。且つ人智の發達に伴ひ婦人は益々賢母良妻以外に他の或物たらんと欲するもの多きに至る傾向ありて、單に育子の爲一生涯を犧牲に供することを喜ばざるが如し。

以上吾人は女子が其婚姻欲を滿たさんが爲支拂ふ代償物の一般を略述したり。婦人が婚嫁を決行するは夫れに依りて滿たし得る諸種の欲望の總計の價値が代償物の自己に與ふる苦痛よりも大なりと思惟したるが故なり。

又時としては父母の壓迫を事ともせず極力婚嫁を拒絶し、終には往々にして自殺に依りて緣談を破

毀せんとなすものあるは、他に情夫あるか又は花婿の候補者を嫌惡せるか、或は其他何等の理由あるにもせよ、要するに其緣談の成功に依りて得る自己の快樂滿足が夫れに因りて生ずる不快、不滿足より少なしと信ぜしが爲なり。木下藤吉郎の妻が好男子の犬千代を捨て猿面冠者に嫁ぎたるは、非凡の才を有せる藤吉郎の未來の成功を豫想し、一種の虛榮心に驅られ、將來其虛榮心の滿足に依りて得る愉快が目前犬千代の妻となりて得る愉快よりも大なりと豫想せし故ならん。

第四、女子の結婚年齡

前項に於て吾人は女子が結婚をなすは、結婚に依りて得る利益が夫れに依りて蒙る損害よりも大なりと思惟したるを以てなりと論じたり。本項に於ては吾人は簡單に女子の結婚年齡を攻究せんと欲す。

世界各國を通じて女子は男子よりも數年間早く結婚なすを常となすは人の知る所なり。然れども何

故に女子は男子よりも早く結婚をなすや、是れ吾人の知らんと欲する所なり。蓋し其理由は左の事情に因るものゝ如し。

一、習慣
二、女子の成熟期の早きこと
三、男子は獨立自營の準備の爲長日月の修業を要するに反し女子は通常之を要せざること
四、男女間の容貌の發達及び減退の遲速
五、男子は結婚の延期に依りて其負擔の增加を防ぐことを得るも女子は結婚の延期に依りて益々自己若しくは其父母の負擔を增加するの虞あること

一、女子は婚嫁期に對する世人の意志を左右するものは一見主として習慣に在るものゝ如し。各國民殊に文明國の人民は男子が自身よりも年長者たる女子と結婚することを憚ばざる風ありて、通常妻は夫よりも年若し。尤も之には例外なきに非ざれど、男子は常に年少者の婦人間に其伉儷を求め、未婚婦人の父母も亦た其娘を年長者たる男子に嫁がしめんと欲するが如し。さは云へ此習慣は決して婦人の婚期を早めたる根本的原因に非ず。さらば、所謂根本的原因、卽ち此習慣を作りたるものは何ぞや。蓋し此根本的原因は前揭二より五に至る特種の事情是れ也。

二、男子よりも女子の方數年間早く成熟し、從つて同比例に性欲も早く發動する傾向あるは前に述べたるが如し。此情欲の發動早き爲め、從つて婦人自身に取りては結婚欲の發生早く、其父母に取りては、娘の婚嫁を急ぐ必要生ず。因是、若し他に婚嫁を延期すべき特種の事情なき限りは、婦人は可及的早く結婚せんことを望むものなり。殊に下等社會及び上流社會の婦人が中流社會の婦人よりも早く婚嫁するは中流社會の婦人は他の階級の婦人よりも比較的高等の教育を受け且つ所謂理想の夫を得んと努め、單に性欲の發動の爲め結婚期を急がざるに反し、下等社會及び貴族間の婦人は教育を受くること少なきか、又受くるも不完全なるを以て從つて性欲の發動は其結婚期に一大影響を及ぼすものなり。

尤も性欲の滿足が直ちに女子の婚嫁の理由となる場合少なきは贅するの要なきも、性欲發動の認識が夫れに伴ふ各種の危險の認識となり、從ひて婚嫁斷行の利益を認め、自然に女子早婚の習慣を作るに至れるを忘却すべからず。

三、男子は通常獨立自營の爲め長日月の修業をなさゞるべからず。我國に於て、大工、左官の如きは數ヶ年の年期奉公を濟し、一人前の職人となり、妻を養ふに至るには早くも二十三歲なるを要す。商店の奉公人となるも所謂通番頭となるか、又は主家の支店々主となるには、二十五歲乃至三十歲迄獨身にて勞働せざるを得ず。醫師、辯護士等の高等職業に從事するものに在りても亦同じ。普通教育を終へ、又其專門の學科を修得する迄には早きも二十四五歲、晚きは三十歲となり、且つ學業

全部修了後と雖も、其收入甚だ少額にして辛じて自己の生活費を支出し得るに過ぎず。因是、他に收入の道なければ、數年間は自己の腕一本にては妻子を養ふ能はざるなり。

反之、女子は花嫁の資格として、其配偶者と同等の學力修養を要せざるなり。殊に下等社會の男子は教育ある婦人を娶ることを好まざるの風ありて彼等の要求する所は單に簡易の讀書、作文、算術の素養なり。中流、上流社會に對しても、我國にては、高等女學校の卒業證書は是れ最上のパスポートなり。加之、高等女學校以上の教育を受けたる婦人に至りては、一般に之を學者視し、敬して遠ざくる傾向あり。而して、高等女學校卒業年齡は通常十八九歳なり。之と中流の男子の結婚期たる二十七八歳より三十歳と比較せば、其間約十年の相違あり。假令教育ある婦人が女學校卒業後直ちに婚嫁せず、生家に在りて二三年間音樂、茶の湯、生花等の技藝とを修習するなすも、猶其差六七年なり。男子の修業年限日々加はると共に、他日其配偶者たるべき女子の教育も漸次盛んになりつゝあれど、男子が其妻に要求する學力の程度猶低し。男子が有する學力、修養の程度と其妻に要求する學力、修養との差は卽ち是れ男子と女子の結婚期の差を生せしめたる第二の原因也。

四、男子の容貌は求婚女子に對する自己の價値の一少部分を構成するのみ也。假りに其價値の大部分が容貌風姿等に依りて定まるものとなすも、男子の容貌は老衰するに至る迄は年と共に發達するを常となすを以て、男子は結婚の延期に依りて求婚女子に對する自己の價値を減損すること窄れなり。

されど、女子に在りては然らず。通常の求婚男子に對しては女子の容貌は其價値の大部分を占むるものたり。藝娼妓の『賣買價格』は主として容貌を基礎として評定するを常とす。求婚女子の容貌は藝娼妓の容貌の如く重大視せられ居らざるも、尙ほ一大條件たるを失はず。さはれ、女子の容貌は男子の容貌の如く耐久性を有せず俗譬にも云へる如く、「鬼も十八蛇も二十」とて女子の容貌は二十歳前後に通常其極點に達し、其れより星移り物變ると共に漸次衰退するの傾向あり。因是、一年間の結婚の延期は一年間丈けの容貌の凋落となり、一年間の容色の衰退は夫れ丈け男子に對する價値の減少を意味するなり。女子の婚嫁を急ぐは宜なりと謂ふべし。

五、普通男子は初期就業期より退隱期に至る迄は其收入次第に增加するもの也。大工、左官、指物師の如き職工は各其技術の熟達するに從ひ多くの賃銀を得べく、商人は事業に經驗を積むに從ひ、其利潤を增し、會社、官公廳に勤務せるものは年功に依り昇級增俸を受く。而して男子が結婚に依りて蒙むる最大負擔は結婚に依りて生ずる生計費の增加也。因是、收入の多寡は妻帶期に大影響を及さゞるを得ず。換言すれば男子は其結婚を延期すると反比例に結婚に依りて生ずる負擔を比較的に輕減し得るもの也。

反之、女子は結婚の延期に依りて益々自己若しくは其父の負擔を增加するのみ也。孤獨の女子は自營の道を講せざるべからざるも、前述の如く、女子は到底生存競爭上男子の敵手ならず且つ男子の經驗せざる、女子に取りて、不利なる諸種の事情あるを以て、一日も早く男子の經濟的保護を仰がんと欲するは是非なき次第と謂ふべきなり。又父兄の保護を受くる女子は結婚延期に依りて其父兄の負擔を益々重からしむる虞あり。故に此の如く經濟的負擔たる妙齡の婦人の保護者は寸時も早く之を他家に嫁せんと欲するは自然の勢也。

要之、女子の結婚期が男子の結婚に比して數ヶ年早きは主として前記四五の事情に因るもの也。

（完結）